

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県一関市東山町長坂字南磐井里53番1

氏名 有限会社栄和興業 代表取締役 鈴木 義治
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 永井 榮一



許可の年月日 令和 4年11月28日

許可の有効年月日 令和 9年11月27日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの
無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年11月28日 当初許可

平成10年 8月25日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類にばいじんを追加したこと）

平成12年10月18日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃油、紙くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くずを追加したこと。）

(以下、裏面記載)

平成14年10月16日 変更届出書受理（代表者を鈴木慶治から変更したこと。）
平成14年11月28日 更新許可
平成15年12月16日 事業範囲の変更許可（汚泥について、「無機性汚泥に限る。」とする
限定を解除したこと。）
平成19年11月28日 更新許可
平成21年10月6日 事業範囲の変更許可
（1） 産業廃棄物の種類に廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムく
ず、金属くずを追加したこと。
（2） 産業廃棄物の種類に自動車等破砕物を含む旨、追加したこと。
平成22年5月19日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃
棄物を含む旨追記したこと）
平成24年11月28日 更新許可
平成28年9月8日 変更届出書受理（代表者の職名を代表取締役から変更したこと。）
平成29年10月30日 変更届出書受理（代表者の職名を取締役から変更したこと）
平成29年11月28日 更新許可
令和4年11月28日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白